

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十條第一項の規定によつて、次の土地改良事業の施行を平成二十年三月十四日認可した。

なお、この認可について不服がある者は、認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、この認可の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成二十年三月二十四日

広島県福山地域事務所長 宇都宮 健

事業主体	地区名	事業名
福山市土地改良区	大橋	農業用排水施設整備事業
福山市土地改良区	青ヶ谷	ため池等整備事業
福山市土地改良区	清水上	ため池等整備事業